令和8年11月17日
記者会見資料
保健福祉部障害福祉課

# 第３次長野市障害者基本計画

（令和９年度～令和14年度）

# 第８期長野市障害福祉計画

# 第４期長野市障害児福祉計画

（令和９年度～令和11年度）

## 計画（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

保健福祉部　障害福祉課

FEEL NAGANO,
BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

# 1　計画の概要

## （1）計画策定の趣旨

**第２次長野市障害者基本計画（現行計画）**
　計画期間：令和３年度～令和８年度　　（６年ごと見直し）

第７期長野市障害福祉計画(現行計画)
第３期長野市障害児福祉計画
　計画期間：令和６年度～令和８年度　　（３年ごと見直し）

地域の実情や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和９年度を初年度とする計画を策定します。

## （2）計画の位置づけ

■第3次長野市障害者基本計画　（障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」）

☞ 障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。
☞ 国・県の障害者施策の方向性を踏まえる
☞ 長野市総合計画など関連計画との整合性を図る。



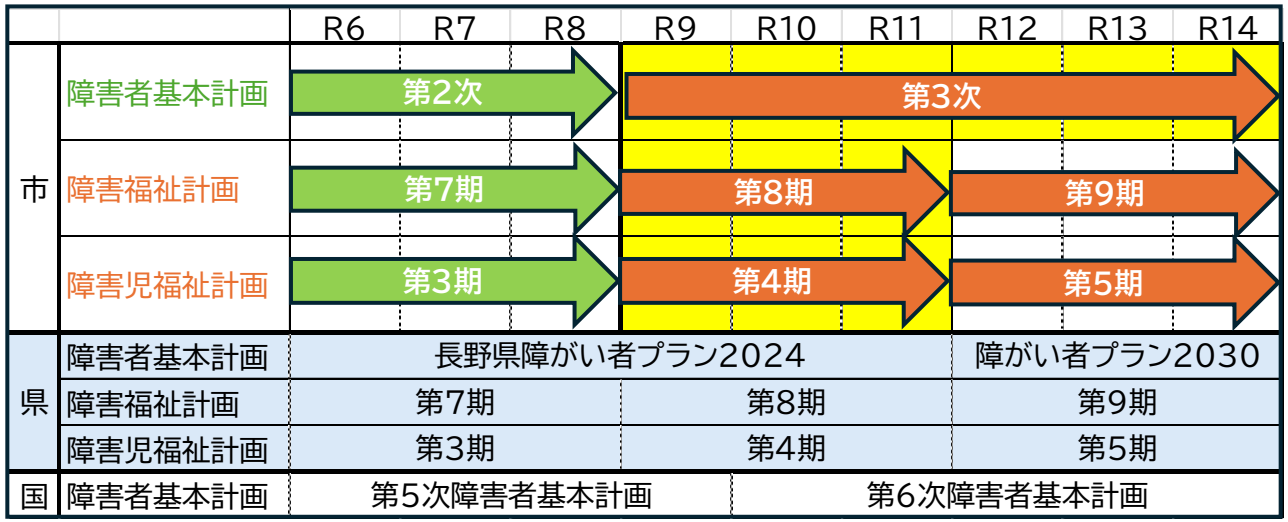

■第8期長野市障害福祉計画　（障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」）
■第4期長野市障害児福祉計画　（児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」）

☞ 障害福祉サービスや障害児通所支援等の量の見込みと確保方策等を定めるもの。
☞ 国が示す基本方針や障害福祉サービス、障害児通所支援等の量を参考に市が見込み量等を算定し計画に反映

## （3）計画期間

障害者基本計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和14（2032）年度までの**６年間**

障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和11年度（2029）の**３年間**



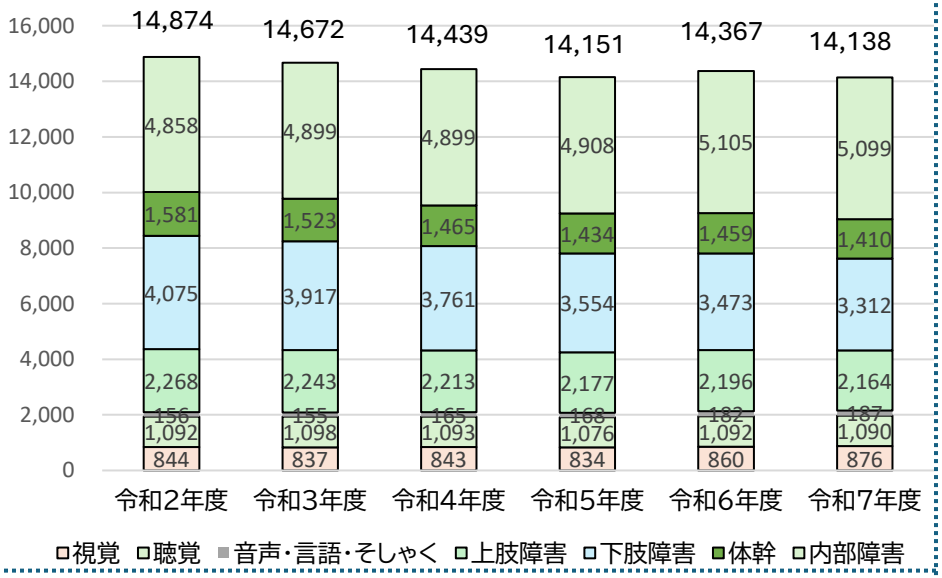

# 2　障害者（児）施策の動向

## 関連法令・制度の動き（第2次障害者基本計画策定後）

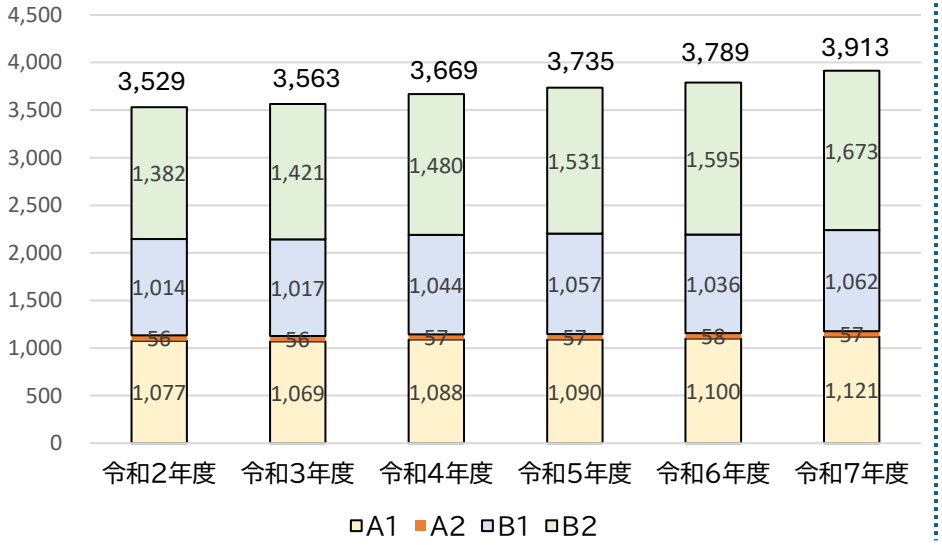
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | | | | | ・長野市手話言語条例<br>・子どもの権利条例 | ・第六次長野市総合計画 |
| 県 | | ・障がい者共生条例 | | ・障がい者プラン2024 | | |
| 国 | ・医療的ケア児支援法（施行） | ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（施行）<br>・障害者総合支援法（改正）<br>・精神保健福祉法（改正） | ・障害者基本計画（第5次）<br>・こども基本法（施行） | ・障害者差別解消法（改正） | ・手話施策推進法（施行） | ・高次脳機能障害者支援法（施行）<br>・医療的ケア児等支援法（改正）<br>・こども性暴力防止法（施行） |

## 手帳所持者数等の推移

### ■身体障害者

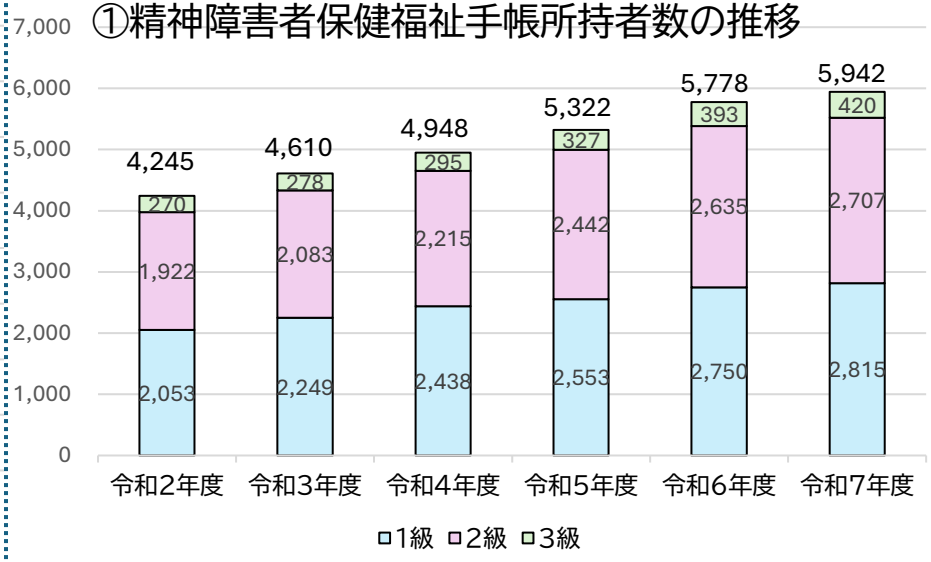



### ■知的障害者

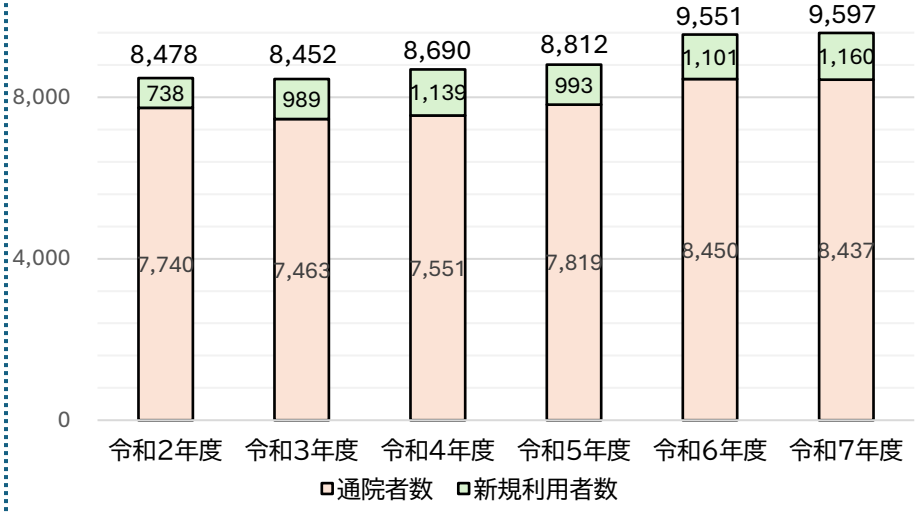



### ■精神障害者

#### ①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移




#### ②自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



## （1）調査概要

■アンケート調査

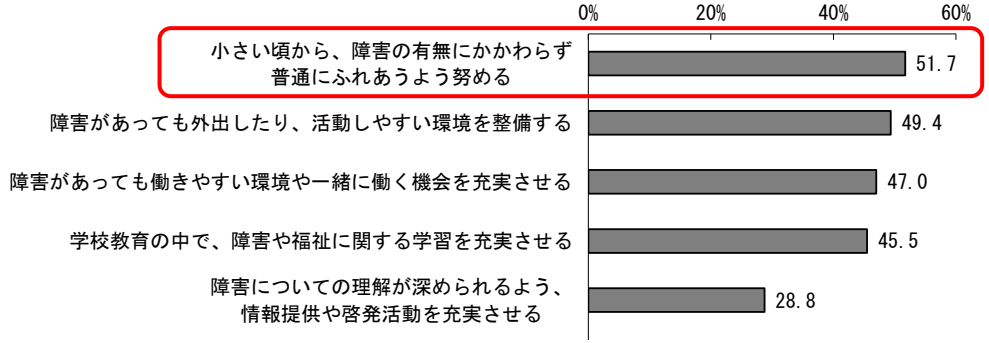
| 調査対象 | 調査期間 | 配布数（票） | 有効回収数（票） | 回収率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 障害者 | 令和８年２月19日～３月９日 | 3,000 | 1,326 | 43.9 |
| 障害児（保護者） | | 500 | 227 | 45.4 |
| 市　民 | | 1,000 | 466 | 46.6 |
| 障害当事者団体 | 令和８年３月３日～３月16日 | 15 | 12 | 80 |
| 障害福祉サービス事業者 | 令和８年３月３日～３月16日 | 60 | 39 | 65 |

■団体ヒアリング

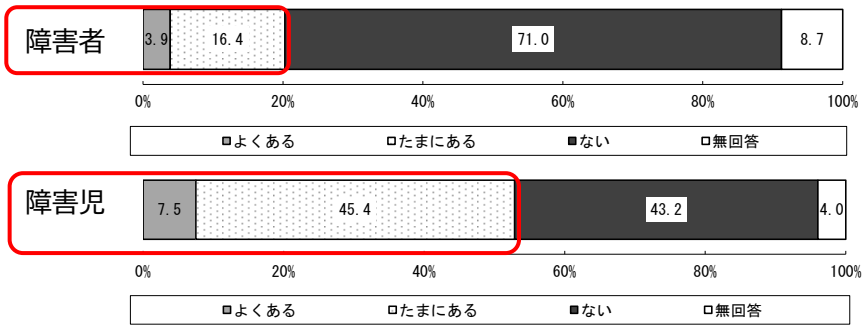
| 団体名 | | 実施年月 |
|---|---|---|
| 長野市視覚障害者福祉協会 | 長野市手をつなぐ育成会 | 令和8年6月 |
| NPO法人　信州難聴者協会 | 長野市社会復帰促進会 | |
| 長野手話サークル | NPO法人　ポプラの会<br>（地域活動支援センター・ポプラ） | |
| 長野市障害者スポーツ協会 | 長野市肢体不自由児者父母の会 | |
| ダウン症長野ひまわりの会 | 医療的ケア児クスクスの会 | |
| 社会福祉法人長野市身体障害者福祉協会 | 子どもの発達が気になる親の会「こもれび」 | |
| 長野市聴覚障害者協会 | | |

# （2）アンケート調査結果1/2

■共に生きる社会をつくっていくために必要なこと（上位5項目）（市民）




■障害があることで差別的な対応をされた経験の有無



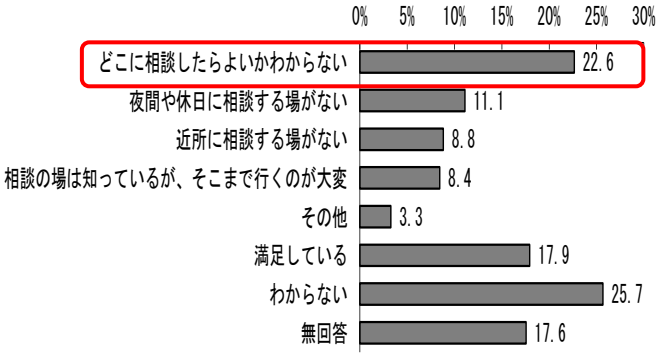

［団体ヒアリングより］

・頭での理解は進んでいるが、実際に障害者と関わる実践的な体験がまだ不足している。
・地域住民の「理解者」が増えることで、本人の行動範囲拡大や安心感につながる。

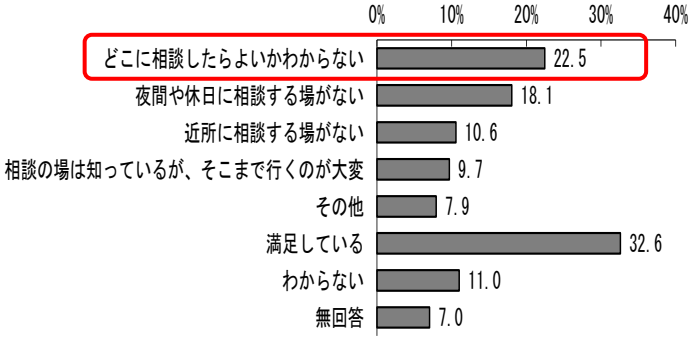
障害への理解を深める

■今の相談体制について

障害者




障害児



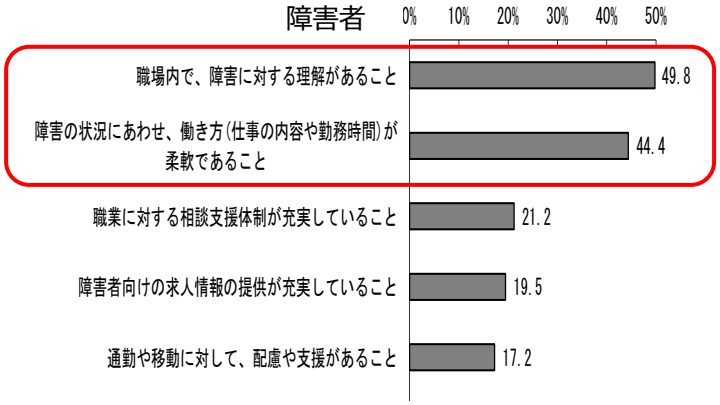

［団体ヒアリングより］

・普段からつながっておける相談窓口・支援機関を知っておくことが重要。
・必要な人に情報がきちんと届くことが重要。相談窓口の周知を進め、本人や家族が『このくらいで相談してよいのだろうか』とためらわずにすむ体制を望む

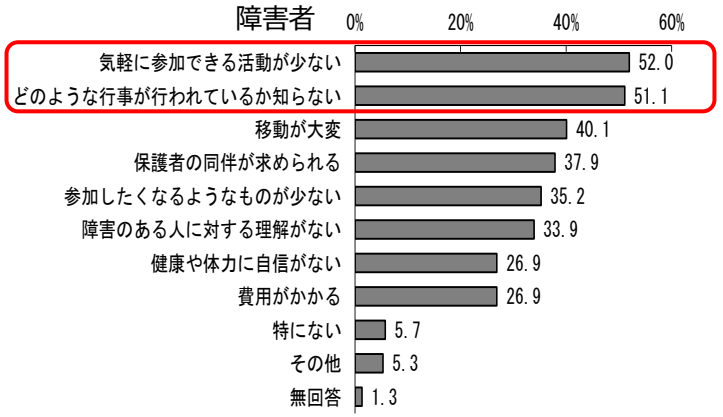
相談窓口の周知

# （2）アンケート調査結果2/2

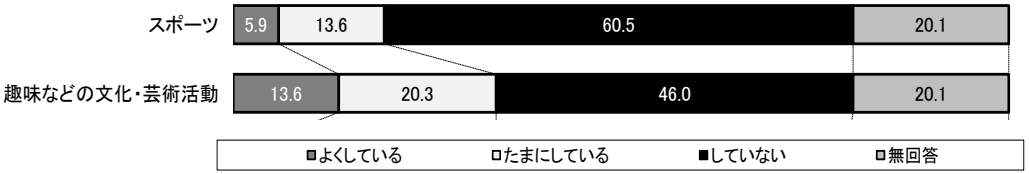
## ■障害者が会社で就労するにあたって必要な配慮




## ■地域活動や趣味・交流活動、社会参加する場合に問題となること

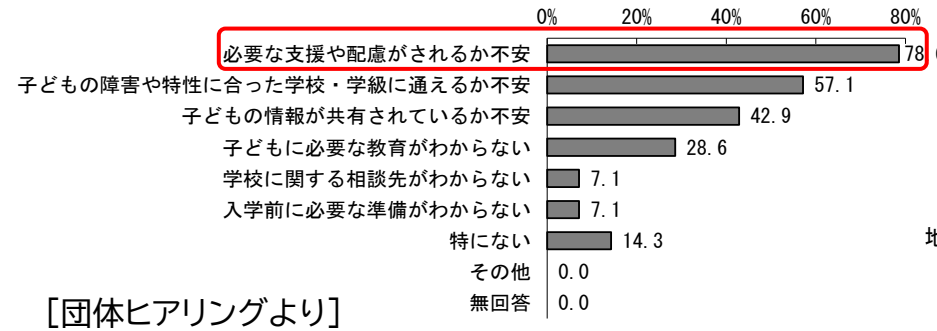



## ■スポーツ・文化芸術活動の状況



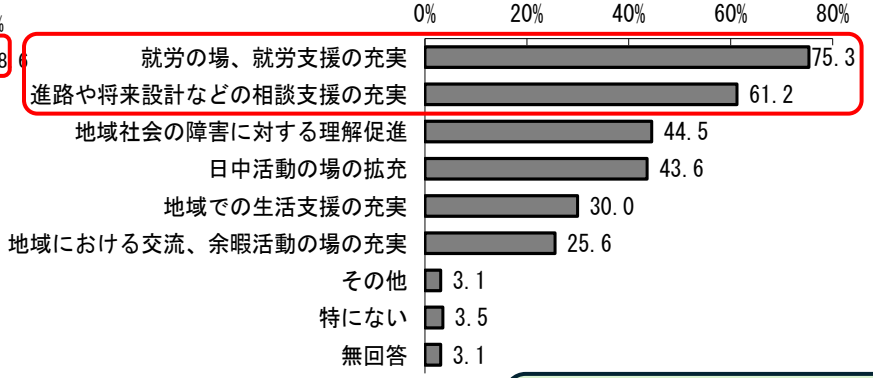

就労や社会参加できる機会の充実

## ■就学について不安な点や困っていること（障害児）




[団体ヒアリングより]

## ■学校教育修了後の社会参加に関して望む福祉政策（障害児）




・障害児から障害者への移行に関する情報が少なく、保護者が自ら情報収集しなければならなく負担が大きい。

・親亡き後、施設入所を検討・実施しているケースもあるが、希望する施設への入所が難しい

成長段階に応じた必要な情報共有と不安解消

## 1　障害理解の促進と権利擁護の取組の充実

すべての人がお互いを尊重しながら共に暮らせる社会の実現に向け、障害への理解を深める取組や障害者の権利を守る仕組みの充実が課題となっている。

## 2　相談支援体制の周知と充実

障害者（児）やその家族が安心して生活を送る上で、相談窓口の周知に加え、相談支援体制の充実を図る取組が課題となっている。

## 3　社会参加を支える環境の整備

障害者の就労、スポーツ、文化芸術活動などを通じた社会参加に向けては、物理的・制度的なバリアの解消や支援体制の充実などの環境整備が課題となっている。

## 4　成長段階等に応じた切れ目のない支援体制

発達障害等のある児童生徒一人ひとりの特性や発達段階に応じた支援を行うとともに、進学、就職にともなう環境変化や親亡き後の生活支援のあり方が課題となっている。

# １　計画の基本的な考え方

## （１）基本理念

**障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。**

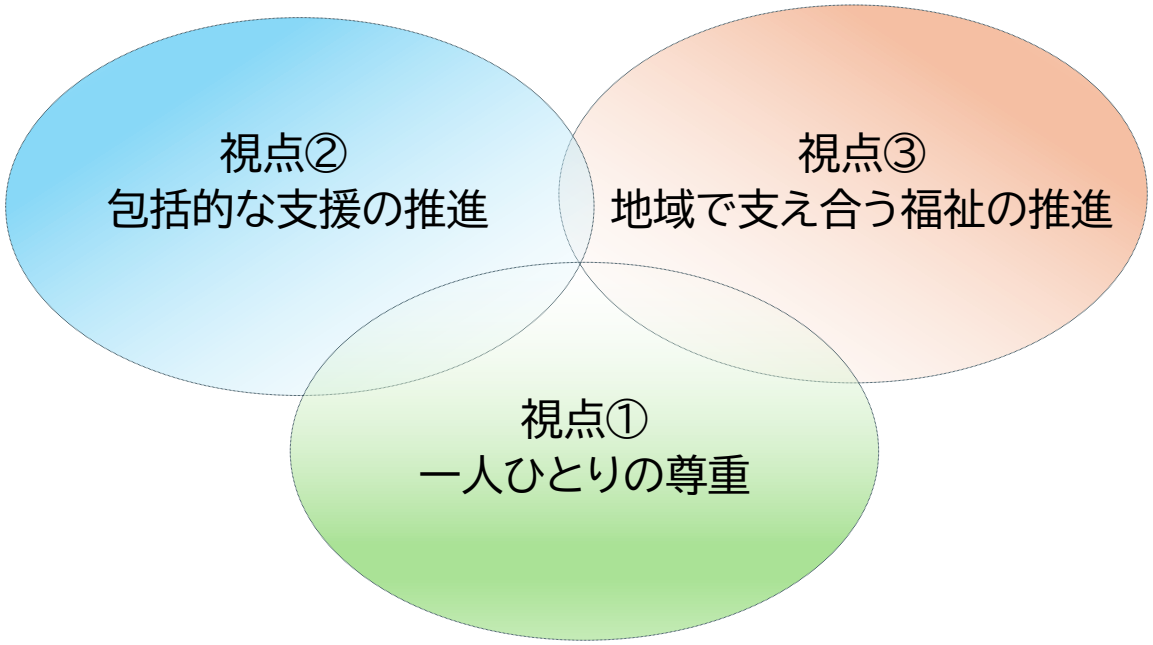
障害者一人ひとりの意思や希望を尊重し、ライフステージや障害特性に応じた支援を推進しています。さらに、保健・医療・福祉、教育、雇用、地域活動などの関係分野が連携し、社会的障壁を取り除く取り組みを実施しています。本計画では、基本理念を継承し、障害者が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らせる環境づくりを総合的に進めます。

## （２）基本的な視点

**視点①**　障害のある人やご家族の状況・要望を把握し、必要な支援を適切に提供します。

**視点②**　保健・福祉をはじめ、教育、労働、法律、医療、生活環境等の関係者が緊密に連携し、切れ目のない包括的な支援を推進します。

**視点③**　障害当事者、事業者、行政、ボランティア、関係組織・団体が協働し、施策を推進します。



## 基本目標１　障害に対する理解を深め、人権を守る

市民の障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や虐待、社会的障壁をなくし、誰もが等しく権利を行使でき、人権が尊重される地域社会を実現します。

## 基本目標２　自立した生活・意思決定を支援する

身近な地域で、障害のある人が必要なサービスを受けることのできる相談体制の充実を図り、自らの意思決定に基づき、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

## 基本目標３　社会参加できる環境を整える

障害のある人が意欲や適性に応じて、文化芸術、スポーツ活動等へ参加し、一人ひとりが持つ能力を十分に発揮しながら、多様な就業ができる環境を整備します。

## 基本目標４　ライフステージを通じて切れ目なく支援する

ライフステージを通じて、一人ひとりの特性や成長段階に応じた支援を継続できるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携を強化します。

## 基本目標５　安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる

障害のある人を地域ぐるみで支え、見守る体制づくりや安全･安心して生活できる環境の整備を推進します。

## 基本目標６　推進体制を強化する

共生社会の実現を目指し、地域の多様な主体の活動を活性化させるとともに、関係機関との連携体制を強化し、質の高い事業展開と障害のある人を支える人材の確保･育成に努めます。

# （4）施策体系



**基本理念**

障害のある人もない人も、すべての人が個性や能力を活かして自由に活動し、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指す。

**基本的な視点**

一人ひとりの尊重・包括的な支援の推進・地域で支え合う福祉の推進

| 基本目標 | 基本施策 | 個別施策 |
|---|---|---|
| 障害に対する理解を深め、人権を守る | 1－1 多様な交流機会の充実 | （1）幼少期からの交流機会の拡充<br>（2）地域における交流機会の拡充<br>（3）ボランティア活動機会の充実 |
| | 1－2 障害について学ぶ機会の充実 | （1）障害に関する各種研修・啓発活事業の充実<br>（2）学校における福祉教育の充実 |
| | 1－3 障害者の権利擁護の推進 | （1）障害を理由とする差別の解消の推進<br>（2）合理的配慮の推進<br>（3）障害者虐待防止対策の強化<br>（4）成年後見制度の利用促進<br>（5）行政等における配慮の充実 |
| 自立した生活・意思決定を支援 | 2－1 包括的な相談支援体制の充実 | （1）障害者（児）ケアマネジメントの充実<br>（2）身近に相談できる体制づくり<br>（3）親亡き後の不安の解消に向けた相談支援<br>（4）地域共生社会の実現に向けた包括的・重層的な相談支援体制構築整備の促進 |
| | 2－2 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実 | （1）情報アクセシビリティの充実<br>（2）意思疎通支援の充実 |
| | 2－3 多様な選択ができる障害福祉サービス等の充実 | （1）地域生活への移行支援<br>（2）福祉サービスの提供体制の確保と質の向上<br>（3）生活支援サービスの充実<br>（4）地域生活支援拠点等の整備・充実<br>（5）家族等に対する支援の充実 |
| | 2－4 障害のある子どもに対する支援の充実 | （1）障害児福祉サービスの充実<br>（2）居場所の確保・充実<br>（3）医療的ケア児支援の体制強化 |
| 社会参加できる環境を整える | 3－1 障害者雇用の促進と就労支援の充実 | （1）障害者雇用と就労環境の整備促進<br>（2）就労支援の充実 |
| | 3－2 福祉的就労の充実 | （1）多様な就労の場の確保と工賃水準の向上<br>（2）受注・販売の拡充等への支援 |
| | 3－3 所得保障・経済的負担の軽減 | （1）所得保障の充実<br>（2）経済的負担の軽減 |
| | 3－4 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実 | （1）スポーツ、文化芸術活動の活性化<br>（2）スポーツ、文化芸術活動の環境整備、指導者養成事業 |
| | 3－5 余暇活動の支援と地域の居場所づくり | （1）余暇活動の支援<br>（2）地域の居場所づくり |
| | 3－6 外出支援・移動手段の確保・充実 | （1）外出・移動支援の充実<br>（2）移動手段の確保 |
| ライフステージを通じて切れ目なく支援する | 4－1 母子保健事業の充実 | （1）障害・疾病等の早期発見<br>（2）健康・育児に関する相談体制の充実<br>（3）保健・医療に関する相談体制の充実 |
| | 4－2 健康づくりの充実 | （1）疾病等の予防と早期発見・早期治療<br>（2）心の健康づくりの推進<br>（3）インクルーシブ教育システムに対する理解促進<br>（4）障害に配慮した学校施設・設備の整備 |
| | 4－3 特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進 | （1）多様な教育的ニーズに応じた学びの場の充実<br>（2）切れ目のない支援体制の充実 |
| | 4－4 早期療育・発達支援の充実 | （1）早期療育の推進<br>（2）発達支援体制の充実<br>（3）特別支援（障害児）教育・保育の充実 |
| | 4－5 ライフステージを通じた情報共有・連携強化 | （1）ライフステージの移行期における支援の引継ぎ<br>（2）介護保険サービスへの円滑な移行に関する相談支援<br>（3）本人・家族への情報提供と伴走支援 |
| 安全・安心に暮らせる環境・体制をつくる | 5－1 防災・防犯対策の強化 | （1）防災対策の推進<br>（2）防犯対策の推進<br>（3）感染症対策の強化 |
| | 5－2 バリアフリーの推進 | （1）移動しやすい環境の整備<br>（2）ソフト面からのバリアフリー環境の充実<br>（3）住環境の整備・改善 |
| 推進体制を強化する | 6－1 長野市障害ふくしネットとの協働 | （1）長野市障害ふくしネットの更なる充実 |
| | 6－2 地域活動団体の活性化支援 | （1）地域活動団体の活動基盤の強化<br>（2）地域の担い手・ボランティアの確保<br>（3）多様な主体による地域活動の連携 |
| | 6－3 質の高い事業運営 | （1）事業所における質の向上に向けた取組の推進<br>（2）第三者の視点を取り入れた質の向上<br>（3）適正な事業運営の確保 |
| | 6－4 福祉人材の育成・確保 | （1）福祉の仕事の魅力発信と人材の裾野拡大<br>（2）専門性の高い人材の育成・確保<br>（3）働き続けられる職場環境づくり<br>（4）関係機関との連携による人材確保 |

## ■障害理解の促進と充実

▸幼少期からの交流機会の拡充
→インクルーシブ教育・保育の推進

▸障害に関する啓発事業の充実
→やさしいお店登録制度
→障害者週間

▸障害者の権利擁護の推進
→障害者差別解消センター
→障害者虐待防止センター

## ■相談支援体制の周知と充実

▸身近に相談できる体制づくり
→障害者相談支援体制再構築

▸親亡き後の相談支援
→「おひとりさま安心サポート相談室」

▸意思疎通の充実
→失語症者の意思疎通支援

## ■社会参加できる環境の整備

▸受注・販売の拡充への支援
→市による優先調達の促進

▸スポーツ、文化芸術活動の活性化
→パラ・障害者スポーツ振興

▸移動手段の確保
→障害者タクシー利用券交付

## ■切れ目のない支援体制

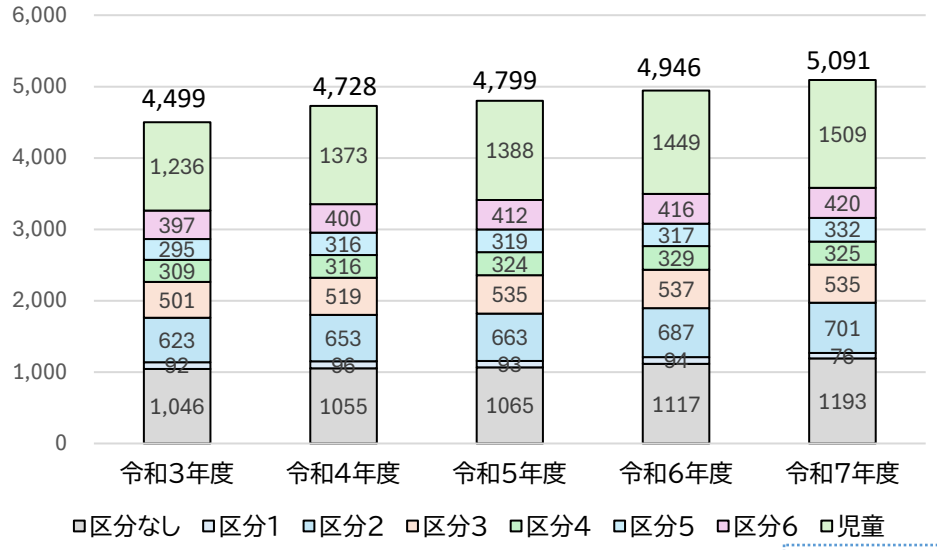
▸母子保健事業の充実
→5歳児健診

▸多様な教育ニーズに応じた学びの場の充実
→インクルーシブな学校づくり推進事業

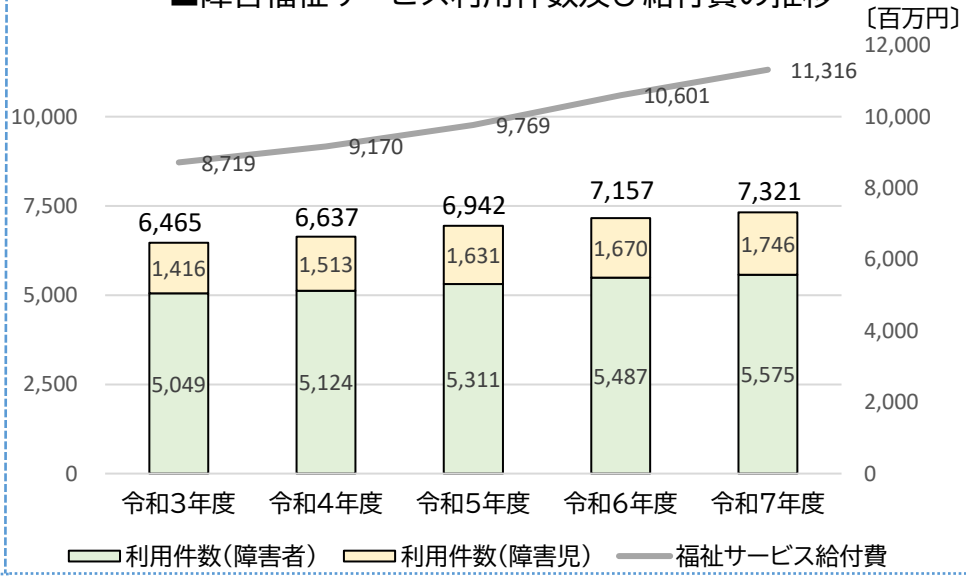
▸ライフステージを通じた情報共有
→ライフステージの移行期における支援の引継ぎ

# 1　障害福祉サービスの利用状況

## ■障害支援区分別_支給決定者数の推移



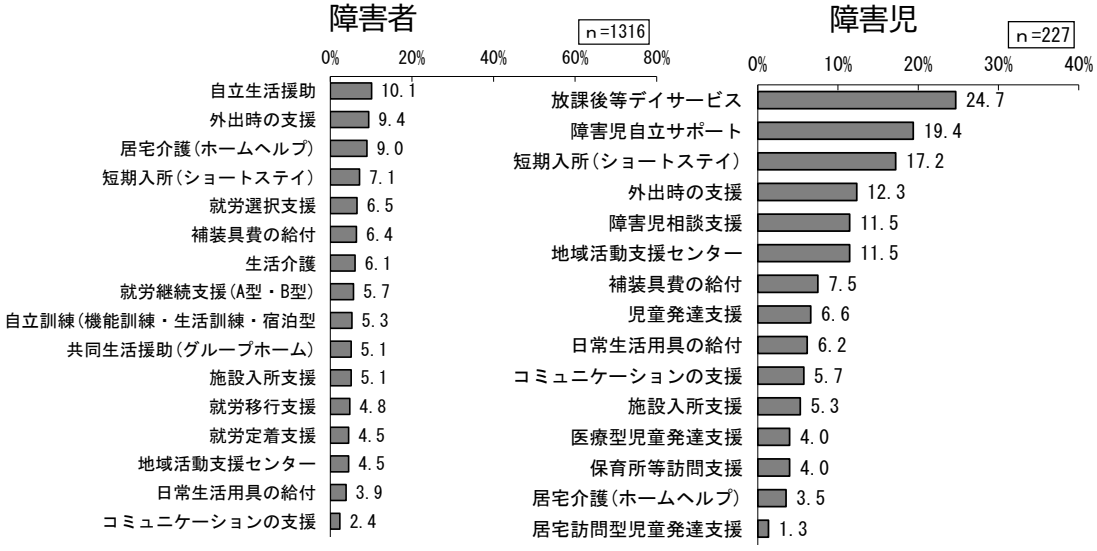

## ■障害福祉サービス利用件数及び給付費の推移




| 区分 | 内 容 |
|---|---|
| 児童 | 障害児は区分認定なし |
| **区分6** | 支援の必要度が6段階中最も高い区分 |
| **区分1** | 支援の必要度が6段階中最も低い区分 |
| **区分なし** | 区分認定を要しないサービスの利用者など |

- 障害福祉サービスには、障害支援区分が必要なものと、区分なしで利用できるものがあります。
  区分なしで利用できるサービスは、就労支援や自立訓練など、地域生活を支援するものが中心です。

## 障害者・障害児等に対するアンケート「これから利用したいサービス」



# 2　障害福祉サービス等の体系と見込み量推計と確保方策の考え方

## ①障害福祉サービス等の体系

### 障害福祉サービス（障害者総合支援法）

#### 訪問系サービス

① 居宅介護
② 重度訪問介護
③ 同行援護
④ 行動援護
⑤ 重度障害者等包括支援

#### 日中活動系サービス

① 生活介護　②自立訓練
③ 就労選択支援
④ 就労移行支援
⑤ 就労継続支援
⑥ 就労定着支援
⑦ 短期入所(ショートステイ)
⑧ 療養介護
⑨ 自立生活援助

#### 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）
② 施設入所支援

#### 相談支援

① 計画相談支援
② 地域移行支援
③ 地域定着支援

### 障害児通所支援（児童福祉法）

① 児童発達支援
② 放課後等デイサービス
③ 保育所等訪問支援
④ 居宅訪問型児童発達支援

⑤ 障害児相談支援

### 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

#### 必須事業

① 理解促進研修・啓発
② 自発的活動支援
③ 相談支援
④ 成年後見制度利用支援・成年後見制度法人後見支援
⑤ 意思疎通支援等
⑥ 日常生活用具給付等
⑦ 手話奉仕員養成研修
⑧ 移動支援
⑨ 地域活動支援センター機能強化

#### 任意事業

① 訪問入浴サービス
② 在宅障害者タイムケア
③ 障害児自立サポート

# ②見込み量の推計と確保方策の考え方

## ① 各サービスの見込量の勘案について

〇前期計画期間における利用実績

〇当事者や関係団体、事業所調査等から得た利用ニーズの動向

〇施設入所者および入院中の精神障害者の地域生活への移行者数

〇平均的な1人当たり利用量　等

## ② 主な各サービスの見込量の確保方策について

### ア　障害福祉サービスの充実

〇障害者が必要とするサービスを選択・利用できるよう、実施体制の整備を図る

〇居住系サービス（グループホーム）について、以下の取組を推進する

・需要増加に対応するため、事業者の協力を得ながらサービス量の拡大を図る
・障害の特性に応じたサービス提供体制を構築する

### イ　障害児通所支援の充実

〇教育・保育等の関係機関と連携し、身近な場所でサービスを提供するための実施体制の整備を図る

〇放課後等デイサービスについては、今後の需要増加に対応するため、事業者の協力を得ながらサービス量の拡大を図る

〇障害の特性に応じたサービス提供体制を構築する

### ウ　地域生活支援事業の充実

〇障害者が自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、サービス提供体制を確保する

# ③提供体制の確保にかかる目標

## （１）施設入所者の地域への移行

地域生活移行者数の増加及び施設入所者の削減を目指す。

## （２）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の増加に対応するため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置することを目指す。

## （３）福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行者数及び一般就労のための就労支援事業の利用者数の増加を目指す。

## （４）障害児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築
② 主に重症心身障害児を支援する事業所の確保
③ 医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置
④ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

## （５）地域生活支援の充実

障害の重度化や当事者・家族の高齢化、親亡き後に備え、複数機関で役割分担する「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備及び拠点コーディネーターの配置を目指す。

## （６）相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
② 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
③ 相談支援専門員による適切なサービス利用計画作成の推進

## （７）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

適正な事業所運営の確保と利用者への必要なサービス提供を図るため、障害福祉サービスに係る各種研修を活用するとともに、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を分析し、事業所との共有を目指す。

# 今後の予定

## （1）パブリックコメントの実施概要

◆ 募集期間

令和８年12月１日（火）～12月28日（月）（28日間）

◆ 計画（案）の閲覧場所、意見・提案用紙の配布窓口

障害福祉課、各支所、行政資料コーナー、長野市障害者福祉センター、市ホームページ

◆ 提出方法

ながの電子申請サービス、郵送・FAX・Eメール（障害福祉課）、持参（閲覧窓口）

◆ 意見等の公表

・意見等に対する検討結果・計画への反映状況などは、後日、ホームページ等で公表します。

・意見等の提出者への個別の回答は行いません。

## （2）スケジュール

| 月日 | 内容 | |
|---|---|---|
| 令和8年 11月16日(月) | 政策説明会 | パブリックコメント(案)について |
| 12月1日(火)～12月28日(月) | パブリックコメント実施 | |
| 令和9年1月25日(月) | 社会福祉審議会<br>障害者福祉専門分科会 | パブリックコメント結果の報告、答申案の協議・決定 |
| 2月5日(金) | 社会福祉審議会 | 市長へ答申 |
| 2月8日(月) | 臨時部長会議 | 計画の決定 |
| 2月15日(月) | 政策説明会 | 計画の説明 |
| 2月17日(水) | 記者会見 | 計画の公表 |
| 4月1日(木) | 計画期間スタート | |